

平成30年第4回

伊根町議会定例会会議録

平成30年12月14日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成30年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成30年12月14日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成30年12月14日 12時59分			議長	上辻 亨	
	閉会	平成30年12月14日 15時47分			議長	上辻 亨	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	小西 俊朗	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
企画観光課長	上山 富夫	○	会計管理者	増井 和彦	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野 早紀子	○	
会 議 録 署名議員	1番	松山 義宗		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成30年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成30年12月14日(金)

午後12時59分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 来町する外国人対策は 佐戸 仁志
- 国道178号線の整備について 中嶋 章
- 移住、定住促進対策の関連事業について
- 観光振興策について
- 災害復旧は 松山 義宗
- メガソーラー導入について 和田 義清
- 通学の安全対策について 山根 朝子
- 小学校複式学級の解消について 大谷 功
- 町民憲章について 濱野 茂樹
- 地域担当職員制度の導入について
- 地域おこし協力隊の積極的な活用について

日程第 3 議案第66号 副町長の選任について

日程第 4 発議第 4号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 来町する外国人対策は 佐戸 仁志
- 国道178号線の整備について 中嶋 章
- 移住、定住促進対策の関連事業について
- 観光振興策について
- 災害復旧は 松山 義宗
- メガソーラー導入について 和田 義清
- 通学の安全対策について 山根 朝子
- 小学校複式学級の解消について 大谷 功
- 町民憲章について 濱野 茂樹
- 地域担当職員制度の導入について
- 地域おこし協力隊の積極的な活用について

日程第 3 議案第66号 副町長の選任について

日程第 4 発議第 4号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

日程第 5 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成30年12月14日(金)
午後12時59分 開議

○議長(上辻 亨君) 皆さん、こんにちは。

本日は大変ご苦労さまです。

平成30年第4回定例会最終日となりました。

本日の議案は、一般質問、人事、発議となっております。

一般質問は、7名の議員が登壇されます。町長、教育長の明快で簡潔な答弁をお願い申し上げます。

また、それぞれ議員の皆様の一般質問が伊根町の未来に反映されることを願い、挨拶とさせていただきます。

◎ 開会・開議の宣言

○議長(上辻 亨君) ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、松 山 議員

8番、濱 野 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、来町する外国人対策はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。2番、佐戸仁志議員。

○2番(佐戸仁志君) それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

たった1日ではありましたが、今回の伊根町議会議員選挙において、何点か訴えてまいりました。その中の一つである外国人観光客について、一般質問させていただきます。

伊根地区内を車で走っていると、多くの外国人観光客が見られ、日々、日に日に増えているように思われます。それに伴い、釣り客対策でもあるとは思いますが、自宅敷地内に観光客を進入させないための各家の防衛対策が増えつつあります。

私は宮津ロータリークラブに所属しておりますが、会員の中には宮津市内、文珠、府中の老舗旅館のご主人、文珠のお土産店の方、商工会議所の会長など、さまざまな方々がおられます。皆さんが会うたびに言われるのが、外国人観光客は今以上増え、その数は倍増するとのことでもあります。特に伊根浦観光は、天橋立以上に増えるだろうと言われる方々がたくさんおられます。皆さん、宿泊についてもさまざま言われます。日本の大手の会社が建設し、国際的なホテルチェーン会社が運営してくれる、こんなチャンスはないと言われます。これは、舟屋の里駐車場に建設が予定されていたホテルのことだと思います。私は賛成の立場でしたが、9月議会で日本共産党、大谷議員の反対の立場での一般質問で、町長が町内に反対する者がいれば、建てることはないと言われました。今後のことを考えれば、私は必要であると思っております。

来町する外国人観光客は今でも多くの人數で散策し、大声で話し、はしゃぎ、恐怖を感じることもさえあります。写真を撮るため敷地内に進入し、舟屋の中に入る者もおります。雨の日には傘を貸

してほしいと、片言の日本語で家に来る者などいるそうであります。今でもさまざまな住民とのトラブルがあり、今以上増え、倍増するとなれば、何らかの対策が必要ではないかと考えます。伊根町の考える対策をお聞かせ願いたいと思います。

例えば私が思う対策として、外国人観光客の方々はスマートフォンを片手に散策されております。何を見ているかはわかりませんが、きっと伊根浦散策の情報を探索しながら歩いているのだらうと思います。そこに探索マナーを告示するなどとしてはどうでしょうか。赤色パイロン、黄色、黒トラロープで侵入しないようにする防衛対策を解除するには、住民に理解を求め、各地区に数カ所でもいいので、侵入し、写真を撮るなどする場所をつくるということも必要ではないかと思っております。赤色パイロン、黒、黄色トラロープのかわりに、花を植えなくてもいいですが、プランターなどを置くことなどをしてもいいのではないかと思っております。日に日に景観の悪くなっている伊根浦をもとの伊根浦の景観に戻していきたいと私は思います。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

私は、日に日に舟屋の景観が悪くなっているようにはとても思わないんですけども。

昨年、12月定例会でも外国人観光客のマナーの悪さについてご質問をいただいておりますが、今回は宿泊、観光、防犯に係る外国人対策についてでございます。

まずは、伊根町総合計画にも交流人口の増大を掲げているところであり、海外、国内問わず、多くの皆様にご来町いただくことは、大変ありがたくウエルカムでございます。さらなる集客を目指してまいりたく思っております。伊根町の観光入り込み客数と観光消費額についても、インバウンドによる伸びが相当数占めているものと考えており、昨年はようやく観光入り込み客数も30万人を超え、ことしも入り込みは順調に推移しているものと思われまふ。町内の観光関連事業者からも、海外からのお客様について大きな苦情をお伺いすることもなく、町内では大きなインバウンドの問題には至っていないものと、そのように認識をしているところでございます。

議員からはマナーの悪さのみならず、恐怖をも感じるとのことでございますが、私も同じ伊根地区内に住む者として、確かに一部ではマナーの悪さも見ることにはございますが、恐怖というほどのものは、私は感じたところがないわけでございます。

また、外国人対策として、パイロンやトラロープによる進入防止を行うことが伊根浦の景観を損ねているとのことでございますが、伊根地区内でそのような対策をしているところは存外まれでございます。それらは外国人観光客が増える前から、その前から設置をされておったのではないかと、そのように思います。ですけれども、個人の財産を守るために個人が行うことではございますので、行政がとやかく言うことではございません。しかし、議員もおっしゃるように、良好な景観をつくり出すためにも、町を挙げて住む者も訪れる方にも気持ちのよい景観にするための機運を高めたく考えます。

マナーにつきましては、昨年の一般質問でもお答えをしましており、農泊推進協議会が観光協会と連携して「舟屋と暮らしを守っていくために」、そう題したマナー冊子を作成中で、ほぼ完成しつつあると聞いております。この冊子には、地元住民と観光に来られたお客様どちらにも一読いただきたいという思いでつくられております。「伊根の舟屋は観光施設ではありません。」、「舟屋は個人所有で無断進入できません。」、「プライバシーに配慮ください。」、「お静かにお願いをいたします。」、「車両に気をつけてください。」、「美しい景観のためにごみを持ち帰りましょう。」などなど、そのような表現を用いて、マナーを守り地域を知っていただく、地域を大切にしていきたいとの願いが込められております。

現在、日本語版が完成間近のようでございますが、外国語版の作成についても検討が進められており、完成後は観光案内所での配布だけではなく、観光協会ホームページにアップするなど、観光客に対しての周知をお願いしたいと考えております。

議員おっしゃるように、今や外国人観光客はネットなどで十分に下調べをし、詳細な情報を得た上で訪日されております。伊根町をネットで調べたら、先ほど申されたようにスマホで見て歩く最中にでも、マナーに関することが掲載されている。これを見た人の配慮ある行動への契機になるも

のととも、まちの観光に対する考え方を周知する1つの手段になるものと考えております。

宿泊につきましては、これにつきましては開業支援補助金等により、民間事業者の参入を促してまいります。

最後に防犯についてでございますが、過去に伊根町内で外国人観光客による犯罪の事例はないものと認識しております。今までから宮津警察署や町内駐在ともに密に連携をしており、今後とも継続して防犯に、また犯罪ゼロのまちを目指し、取り組みを進めたく考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上辻 亨君） 2番、佐戸仁志議員。

○2番（佐戸仁志君） 答弁ありがとうございました。

そうですね、町長が言われるように、もしかしたら少ないのかもしれませんが、私、自宅から見ていると、伊根湾めぐりのあたりからずっと歩いてくる方が、順番に舟屋と蔵の間、海が見えるところに入っていかれるのをよく目撃されます。我が家は袋小路に少しなっていて、海が見えないんですが、うちの近所の家が順番に敷地内に入って、写真を撮られていることがよくございますので、やはり何か起きる前に対策をしなければというのがございますので、よろしく願います。以上です。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、国道178号線の整備について、移住、定住促進対策の関連事業について及び観光振興策についてを通告議題とし、中嶋議員の発言を許します。4番、中嶋章議員。

○4番（中嶋 章君） 先般、私は新しく議員として選出させていただきました。一般質問に先立ちまして、所信を少し述べさせていただきます。

私は、第2の人生を自然豊かなところで暮らすのをずっと思い描いておりました。そして、夢が実現し、この地に移住して5年となります。「人生の楽園」というテレビ番組がありますが、地方に移り住み、地域の住民の方と溶け込んで、第2の人生に生きがいを持って暮らしておられるのを見ると共感を覚えます。伊根町を訪れた観光客の皆様が歴史ある美しい舟屋の風景、豊かな自然に接して、将来、私のようにこの地で暮らしたいと思ってもらえるような取り組みができればなと思っております。

また、全国的に地方議員のなり手不足が問題になっております。私は政治の経験は全くありませんが、今回、町政にかかわれる機会を得られたことに感謝しております。地域の活性化に寄与できるよう、活動したいと思っております。経験のない場面に直面することばかりですが、学びながら4年間取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしく願います。

それでは、まず初めに、国道178号線の整備についてご質問いたします。

ことしも豪雨や台風で、国道は大きな被害に遭いました。一時、本町は孤立状態になり、住民は生活に大きな不安を経験いたしました。今なお、国道は完全復旧しておりません。世界的な気候変動で、今後も同様の被害が予想されます。生活の生命線である道路整備は、今後の本町の命運を左右する課題と言っても過言ではないと考えます。関係機関には現状を訴え、迂回道路の整備の改善を要望されていますが、抜本的対策として日置から長江間を新たなバイパス、トンネル化にすることを関係機関には要望すべきと私は思います。町長としてのお考えをお聞かせください。

次に、移住対策、あわせて住民の生活支援についてお伺いいたします。

国の地方創生プロジェクトの一環として、地域おこし協力隊の方々が活躍されていますが、これまでの隊員の受け入れ人数、実績、任用後の地域の定着の現状をお示しくください。

そこで、ご質問します。

本町の人口の動向を見ると、確実に減少方向に向かっております。手厚い子育て支援策や定住促進策を講じておられますが、なかなか若い世代が増えないのも現状であります。その一つの要因には、豊かな自然環境の中で子育てして生活したいけれども、現実的には働く場所がない。伊根町には必要な生活買い物施設が限られており、また今後、撤退するといった声も聞こえたりもします。生活面で不便で不安を感じるというのも現実です。本町の住民の本町以外で支出する年間消費金額は、合わせると大きな金額になると思います。それを地域運営によって地産地消を促し、いつでも新鮮な魚や野菜が手に入り、豊富な品ぞろえの買い物施設ができれば人が動き、物が動き、地域の

新しい経済循環が生まれるのではないかと考えます。住民の生活不安も不便も解消されます。しかしながら、すぐには資金面、運営面では体力のある事業者はないのも現実であります。そこで、運営面では新しく地域おこし隊の方を募集いたし、また地域の方々にも運営に参加してもらい、施設の整備は町が全面的にバックアップする。こうした地域の経済循環によって住民の雇用も生まれ、若者の定住にもつながるのではないかと思います。地域の活性の原動力となると考えます。町長はこのような地域の経済循環をどうお考えでしょうか。

3つ目、最後にお伺いします。

観光振興についてご質問します。

伊根地区は観光関連施設の整備もほぼ整い、内外からの観光客でにぎわいを感じます。町長は本年の念頭の抱負の中で、本庄浦島漁港でのボルダリング、シーカヤック等の利活用の可能性を探ると述べられておられました。私はこの3年間、本庄浜で海水浴シーズン、釣りシーズンに施設管理と駐車場業務に携わりました。夏場には毎年美しい自然環境を求めて、京阪神からたくさんの観光客が来られます。夏のシーズンだけでも車の駐車台数は1,000台を超え、約3,000人以上の方々来られます。本来、海はルールやマナーが守られるならば、全ての人に開放されるべきだと私は考えます。しかし、現状は心ない利用者によって、どこも制限される傾向にあるように感じます。

現在、本庄浦島漁港の使われなくなった漁業施設は放置され、また、すばらしい広い空間も有効活用されていないのが現状です。大自然に触れ合えるレジャー拠点として整備すれば、もっと多くの観光客が見込める可能性がある場所です。当然、利用者には対価を負担してもらい、また、これによって地元が潤い、働く場所も生まれてくると思います。そして、利用者にも快適にレジャーを楽しんでもらえる場となります。観光振興策として、舟屋観光とは別に本庄浦島漁港をアウトドアのレジャー拠点として整備し、発信すべきと考えますが、町長の所見をお聞かせください。以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、中嶋議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の国道178号の整備について、要望など国・府への働きかけについてのご質問でございます。

国道178号線は、日置長江間につきましては、昨年度、本年度と豪雨のたびに通行止めとなり、迂回路の府道につきましても同様に通行止めとなり、本年7月豪雨時には一時的に伊根町全体が孤立をしたところがございます。国道178号及び迂回路の道路交通確保についての要望は、京都府知事、建設交通部長、丹後土木事務所長に事あるごとに行っております。これにつきましては、宮津市も同様に行っております。

国道178号長江里波見間については、あと1カ所だけ斜面危険箇所を整備することで、120ミリの雨量規制を150ミリないしは170ミリに緩和できるものと聞いております。しかしながら、現実には、規制緩和は早くても2年先とのことと聞いております。抜本的対策は、現道の安全対策、議員言われるトンネル、また、道路の沖出しなどがございます。これから調査に入り、どのルートとするのかは京都府さんが検討をいただくこととなっております。議員はトンネルがよい、それとも沖出しがよいのか、現道の安全確保なのか、いろいろ方法はあると思うんです。そうであるので、我々が1つの手法をこれをやれ、あれをやれ、そういう言い方ではなくして、みんながこの178の強靱化をお願いしますよと、そのように申し上げればいいのではないかなと思っております。

今回、さらに強靱化への取り組みを強化、促進するため、全員協議会でも説明を申し上げましたとおり、宮津市と一緒に強靱化のための促進期成同盟会を組織し、行政・議会・地域住民・地域団体が一体となりまして、国及び京都府に対し要望をしていくこととしております。12月21日に促進期成同盟会設立総会を開催し、総会終了後には同盟会設立の報告を兼ねて、京都府へ宮津市長とともに要望に行く予定としております。

2点目のご質問、移住、定住促進対策の関連事業についてお答えをいたします。

まず、本町における地域おこし協力隊の現状についてでございます。

当町では、初年度、平成26年度に2名の協力隊を採用し、以降28年度に1名、今年度から新たに2名を採用しております。現在まで5名の協力隊員を採用しております。26年度に採用した協力隊員2名につきましては、3年間の雇用の後に伊根町内での起業に向けた計画を立て、準備を進められましたので、当町としても起業、運営に関する支援を行ってまいりました。両名とも順風満帆とは言いがたいようではございますが、今後も地域内で事業を継続いただき、よき成功例となるよう精励いただけるよう望むばかりでございます。

また、現在雇用の3名の協力隊員も伊根町に定住し、事業に取り組みたい意向を持っておられるとのことであり、必要な支援を行ってまいります。

次に、地域おこし協力隊を活用した地域が運営する買い物施設の新設についてでございます。

確かに、当町内には小規模の小売店が数件あるだけで、品数の多い大型スーパーなどはございませんので、買い物をするには不自由な面が多々ございます。しかしながら、今やアマゾン、楽天市場等々、ネット通販の時代であります。現時点でどれだけの必要性があるのでしょうか。また、小さな田舎まちで買い物施設の経営が成り立つのでしょうか。ちょっとその辺は疑問に思うところがございます。仮に町が主導して新たな店舗を設置するとすると、どれだけの規模で、どれだけの商品を置き、どこに設置をするのか。少ないものではございますけれども、既存の商店等への影響についても配慮が必要であります。また、現状では定期的な買い物支援バスの運行、移動スーパーも大変頑張っておられます。その兼ね合いは一体どうするのか。

また、地域おこし協力隊の制度を活用してと言われますが、過疎地の商店の定員になるために移住してみたいと思う方がいらっしゃるのはいかがでしょうか。そして、3年ごとに新たな協力隊員を雇用し続けるのか、多くの課題がございます。

また、逆に当町にもコンビニ事業者から、場所と建物を提供いただければ参入したいという、そういう話もございます。そういう中にありまして、現在、伊根町民向けに新たな伊根町総合計画策定のためのアンケート調査を行っており、買い物支援を望む声もその中で上がってくるかもしれません。今後、アンケートの回答内容などを十分に勘案し、必要と判断した場合には、買い物支援対策について検討を進めることとしたと考えております。

3点目の観光振興策についてでございます。

浦島漁港施設の観光への利活用についてのご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、ことしの新年の挨拶で、浦島漁港を漁業のみならず、ボルダリングやシーカヤック等の6次産業化で利活用を探ると述べました。その思いは、いささか今も変わっておるものではございません。浦島漁港は平成の初めから約20年かけて、30億近い事業費を投じて漁港整備を行いました。しかしながら、地元大型定置網漁業者の廃業により未利用地が出ているところから、目的外使用許可を取得し、利活用を図っていこうとするものでございます。

具体例としては、先ほど申しましたボルダリングやシーカヤックを挙げましたが、他にもいろいろな活用方法があると思います。ただし、漁港施設は漁業を利便性よく、安全、円滑に行うために、国・府の補助金を受け整備を行っているため、一時的なものを除き、漁業以外の目的で使用することはできません。そこで、目的外使用をする場合は国との協議が必要であり、その際には、誰が何をどの範囲で行うのか等々、利用計画を作成してから協議の場へ行くこととなります。皆さんご存じの平田七面山下の漁港用地を駐車場に目的外使用する許可取得には、足かけではありますけれども5年かかっております。しっかりと計画を立てていかなければいけないわけでございます。

ハード整備は、なかなか手元不如意ではございますが、お金さえあれば、お金をかければ可能です。しかし、問題はどなたが運営をするのか、これでございます。また、町としては、舟屋の里公園、浦島公園のように、多額の指定管理料を支払うような事業はもう考えておりません。逆に、投資額を家賃で回収できること、投資額と申しまして全額ではございませんよ。こちらが実質的に負担する額、そういったものを回収できることを原則に考えます。舟屋日和、観光協会2階のお食事処、一棟貸しなど、これらは全てしかりでございます。地元や観光協会など関係機関と十分な協議を行い、地域のにぎわいを創出するとともに、伊根町の新たな魅力の発信の一つとなるよう検討してまいります。以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 4番、中嶋章議員。

○4番（中嶋 章君） ありがとうございます。

国道の整備についてですけれども、時間はかかるかと思うんですけれども、やはりスピード感を持って、その方向性を我々住民に示していただきたいなと思います。

2番目の地域おこし協力隊を利用して買い物施設の新設を提案いたしましたけれども、はい、わかりました、すぐにといい答えはやはり無理かと思うんですけれども、住民の声を拾い上げて、先ほどおっしゃったようにアンケート、いろんなそういう声を拾い上げて、考えていただきたいなと思いました。常日ごろ町長は、経済的効果云々やなしに、住民の方がいかに喜び、満足を得られるような、そういう生活を目指しておられると思うんですけれども、利潤だけやなしに、そういう町民の思いもあるということも酌んでいただければと思います。

最後の浦島漁港の利活用なんですけれども、もともと漁業設備を転用、違う目的に使うというのは、やはりハードルは高いかと思うんですけれども、今現在見ると、本当に素晴らしい自然のあふれた場所が、もう見るとごみ捨て場みたいな感じの今現在なっておりますので、せっかく使わないのであれば、ぜひともそういう知恵を絞って、観光客、伊根町の舟屋、景観の観光だけやなしに、そういう別の資源にも目を向けて、本町には別のまた資源観光がありますよと、そういうような言葉を発信していかなければ、伊根町は舟屋だけやと、そういう目で見られるんじゃないかと私は危惧をいたします。以上です。ありがとうございます。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 国道178につきましては、本当にスピード感を持ってやっていきたいのはやまやまでございますけれども、今、全国で大変な状況なんです、この災害続きで。当町のほうでは、なかなか出した災害の仕事が不調に陥ったということはないですけれども、皆さん全部落としていただいて、落札いただいて、仕事にとりかかっていたいておりますけれども、もう近でも業者がないという、そういう状況であります。全国的に今、大変でありますし、はたまた要するにそういう状況の中であって、財源であります、国のほうの財源。それさえ幾らでもつくんでしたら、幾らでも早くやりたいと、それはやまやまでございますが、現状というものもご理解のほどお願いしたいなと思います。

また、移住、定住促進のほうでございますが、また後ほど濱野議員からも質問があるんですけれども、いろんな形での地域おこし協力隊、採用できる方法はございます。そうでありますから、その辺のことはいろいろと考えてまいりますけれども、それでも仕事はあるんですよ、伊根町にだって。仕事はあるんですけれども、選んたらないです。私、これしたいんだと、そう言われるとなくなってしまう。そういう中であって、いろんな協力隊員に来ていただいても、私、海士町がお連れのまちでよくやるんですけれども、そこに来られる協力隊の方は、皆さんが起業されるんです。そのまちにある仕事をするんじゃない。自分で新しい仕事をつくってくれる。そして、そのまちの活性化をつくっていただいております。商店の店員さんに来てくれというようなものでは、ちょっともうひとつ難しい点があるんじゃないかなと思うところです。

観光振興につきましては、これにつきましては、先ほども申しましたように、地元の皆さんと、またいろんな観光業者の皆さん、一遍、話しせんとあかんですね。今申しましたように、何かあの崖のところでボルダリングやるとなったら、いろんな施設なんかができると思うんです、お金をかければ。誰が本当にしてくれるのかなと。つくったがよう誰もやらないなんて言われたら困りますし、シーカヤックの拠点なんかにもしてみたいです。あそこ、素晴らしいところです。でも、誰がやってくれるのかねと。逆にそういうところに、支援隊を募集する手もあろうかなとも思います。やりたい思いはやまやまでございます。でも、その前にはやはりそういう計画をしっかり立てて、目的外使用というものをクリアしていかなければならない。

割合、昔は難しかったですけれども、今多分、私が思うに、全国各地で農業、漁業、いろんな投資をした場所であっても、減っていくんですよ、人が。私なんか町長に就任したとき、12年前ですか、農業者280万人とか言いましたけれども、今はもう200万人割っておるんです。そういう状況になると、いろんな公共施設なんかでも、漁業の関係なんかでも、ああいう空き施設は増えてきていると思う。そういうところは、国のほうも割合見しております。そうですから、目的外使用は割合、緩やかに見てくれるようになっておると思いますので、その辺のところを勘案しながら

頑張ってまいりたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、中嶋議員の一般質問を終わります。

次に、災害復旧はを通告議題とし、松山議員の発言を許します。1番、松山義宗議員。

○1番（松山義宗君） それでは、通告書に従い、一般質問を行います。

近年の地震、風水害による甚大な深刻な被害が全国でも頻繁に発生しております。当該町においても、平成29年に台風18号の襲来があり、短時間大雨による河川の氾濫がもとで、家屋はもとより伊根町の観光産業と第一次産業である農林水産業に壊滅的な被害をもたらしました。さらに、平成30年には台風24号により、2年連続の甚大な被害に遭ったことも記憶に新しいところです。立て続けの災害に、行政も町民も気象の変化に敏感になっていることと思います。

また、職員の皆様も災害対応に追われ、事務処理も膨大でしょうし、通常業務も執行する中で人員不足も伴い、大変お忙しいことも承知しております。しかしながら、町民にとっては年度内の復旧を望むものであり、特に農家の思いは、平成29年の災害は平成30年に作付ができなくても、平成31年には従前の農業ができると信じております。異常気象がもたらす災害により、収穫直前の農産物も廃棄または収量も激減、さらには圃場への河川土の流入がもたらす悪影響により、土質の改良にも時間を要することを含めると、生活基盤そのものが失われたと言えます。一刻も早い復旧が急務であり、農家の存続にかかわる重大な問題であると私は考えております。

そこで、伺います。平成29年に発生した災害の復旧工事は、京都府分を含めどの程度完了しているのか。また、未完了箇所を進捗状況、今後の見通しについて、町長の見解を伺います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

平成29年災害の進捗状況についてのご質問でございます。

平成29年には、雨量では災害採択基準雨量に達した豪雨が4回ございました。7月豪雨に始まり、8月の台風5号、9月の台風18号、10月の台風21号であります。このうち伊根町では、台風5号、18号及び21号による豪雨で被災を受けております。各施設の被災件数でございますが、国庫補助対象分で農地10件、農業用施設19件、林道6件、土木施設21件でございます。また、京都府が管理している土木施設では、22件でございます。災害復旧事業は、被災した年度を含め3年間で事業実施するため、29年度のように実施箇所が多い場合は、優先順位をつけて実施をしていきます。用地買収が必要な箇所は、工事が3年目になることもございます。箇所が少ない場合は、ほぼ単年度で実施をいたします。

これらの進捗状況でございますが、まず伊根町が実施する災害復旧事業の農地では、10件中、完了が5件、実施中が4件、未発注が1件でございます。農業用施設では、19件中、完了が9件、実施中が9件、未発注が1件でございます。林道は、6件中、完了が2件、実施中が4件でございます。土木施設は、21件中、完了が10件、実施中が10件、未発注が1件でございます。実施中の工事につきましては、いずれの工事も遅くとも年度内には完了の見込みでございます。未発注の3件は、いずれも京都府の筒川河川災害に関連した同一箇所でございます。京都府が河川工事を実施しないとできない箇所であるため、30年度の予算で過年災害として計上した工事箇所でございます。既に京都府の河川災害復旧工事は契約締結が完了しており、伊根町の工事を随意契約にて締結すべく協議が始まる所でございます。31年度に繰り越し、年度内完了となる見込みでございます。

次に、京都府管理の土木施設の進捗状況でございますが、22件中、完了はゼロ、実施中が21件、未発注が1件でございます。未発注箇所は久僧伊根線、寺領から碓峠間でございます。広範囲にわたる被災箇所があり、大規模な工事箇所があるため、用地買収も行っております。また、手前から工事完了していかなければならないので、次の被災箇所に着手できないため、時間を要しております。

農家に影響があるのは、河川災害復旧工事であります。本庄上地内の筒川破堤箇所では、今年、復旧工事完成間近となったところに再度被災をし、農地やビニールハウスに被害が出たところがございます。これ以上被害が出ないよう、伊根町ハウス生産組合が丹後土木事務所に河川の堤防かさ上げや拡幅改良の要望書を提出しております。しかしながら、平成29年度に続き30年度も大き

な被害状況となっておりますので、すぐの改良はなかなか難しいと考えております。

また、工事発注者、受注者とも手いっぱいのご状況でございます。京都府や近隣の市町では入札のたびに不調となり、契約ができない工事が頻発しておりますが、幸いなことに伊根町発注の工事では、入札が不調に終わることが1件もありませんでした。大変ありがたく感謝しているところでございます。

一刻も早く竣工できるよう努めるとともに、いつ完成するのか不安に思われています農業者の皆様には現在の状況を丁寧に説明していくことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、松山議員の一般質問を終わります。

次に、メガソーラー導入について及び観光についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。7番、和田義清議員。

○7番（和田義清君） それでは、一般質問に入る前に、一言ご挨拶をさせていただきます。

吉本町長におかれましては、さきの選挙戦で初めての選挙戦を戦い抜かれ、見事にご当選されました。遅ればせながら、心よりご当選のお祝いを申し上げます。今後とも二元代表制のもと、町政の両軸として各地域、まちのさらなる発展と存続、そして町民がこのまちで生き生きと暮らしていくことを第一とし、互いに与えられた使命、職責を果たしていくために、ともに汗をかいてまいりたく思っております。

我々、各議員におかれましても、結果的には2期連続無投票という形にはなりましたが、届け出た候補者は全員当選という結果になりました。改めて住民の代表であることを強く再認識し、議員としての使命、議員の職務を果たしていきたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、メガソーラー設置について質問いたします。

11月10日付の京都新聞にて、メガソーラー導入を町長は主張されました。当然、町のためになると判断しての主張と受けとめております。が、今後の説明や動向につきましては、地域やまちにとってメリットある事業であるのか、住民代表でもある一議員としての観点から注視し、質問させていただきます。

現在、メガソーラー導入及び設置については、府内を含め、全国の自治体で賛否両論を含めたさまざまな議論がございます。このメガソーラー導入につきましては、民主党政権時の東北大震災発生直後は、設置によるメリットがメディアでも数多く取り上げられていました。当時は原発にかわるエネルギー源として、今後の再生可能エネルギーの新たな活用と方向性に大きな期待感が寄せられていたと記憶しております。しかし、その後日本各地でメガソーラー発電が導入、設置され、数年経過した現在、たび重なる自然災害発生に比例し、災害発生時の危険性を主としたデメリットや太陽光発電のIDを取得しながらなかなか建設をせず、転売などで利益を図る業者の台頭も報道されるようになりました。

その後者の対応として、2018年10月15日、経産省の資源エネルギー庁が、既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応を発表しました。大きく分けて、未稼働案件への対応、認定取得の事業変更への対応、太陽光発電設備の報告事項を盛り込んだものであり、同庁の担当者によると、パブリックコメントを募った上で、12月に制度を最終決定する見込みとのこととあります。この件については、先月、11月18日付の産経ニュースで報じられた記事を少しここで紹介いたします。

今回の改正予定内容は、平成28年8月より前に売電権、いわゆるIDを電力会社から得た者については、太陽光発電所に送電線をつなげる工事、電力連携工事の着工申し込みを来年3月31日までに得ること。得なければ、例えば1キロワット当たり40円の売電権を取得していたとしても、これは失効し、現行の1キロワット当たり21円でしか売電できなくなる。さらに業者側にとって厳しいのは、仮に電力会社に着工申し込みを受領してもらったとしても、1年以内に運転を開始しないといけないこと。それを超過すると、超過分だけ売電期間が短縮される見込み。運転しないまま1年を経過すると、着工申し込みを受け付けてもらっても、1キロワット当たり21円に売電価格が下落するのではないかと業者がいわいには伝わっております。

これを受けて、憂いている女性へのインタビュー内容も掲載されておりました。女性の言い分は、

経営する会社が西日本に太陽光発電を計画している。これに対して大きな反対はなかったものの、農家などを中心にインフラ整備などを求める声が上がリ、それに対応していたために着工がおくれた。「土地購入、連携費用、開発、増設費用を考えただけでも、21円では採算が合わない。国は政策をころころと変え過ぎです。これでは倒産するしかなくなる」と訴えております。

平成23年3月の東日本大震災が後押しし、当時の民主党の菅直人政権下で進められたFIT法、いわゆるフィット法は、同24年の施行時は産業用で1キロワット40円もの売電価格を20年間保証しておりました。そのため、中国、韓国、スペインなどをはじめとする外国資本が日本に殺到、資金が潤沢な会社に関与した特定目的会社が数多くつくられ、大規模太陽光発電、いわゆるメガソーラーが乱立した再生可能エネルギー普及委員会の委員長を務めた片山さつき地方創生担当相は、土地つき太陽光発電用地を紹介する会社のサイト「メガ発」によるインタビューでは、次のように話しておられます。「日本の太陽光発電の買い取り価格は21円、現在は18円まで下がっているのに対し、中国は年末に訪中した際、買い取り価格が3円だった。」

つまり今でも中国企業は、日本でも太陽光発電事業をすれば、自国の6倍もの高値で太陽光を売電することができる。40円ではバブルが起こるのは必然と言えた。

また、IDを転売し、莫大な利ざやを得る業者も少なくない。例えば13日に法人税法違反、いわゆる脱税で東京国税局から東京地検に告発されたことが報じられた東京都内の会社社長の場合、福島県西郷村の太陽光発電施設計画のために取得したIDを3億円で確かに転売していた。ある太陽光発電者は、次のように話します。「特別大規模なものを除けば、IDの取得には設計図の作成費など、せいぜい100万円程度しかかからないでしょう。暴利と言えます。」

次に、紹介する土地も、IDの転売が問題になったようでございます。

千葉県勝浦市の行川、興津、大沢にまたがる場所に建設予定の大規模太陽光発電2万5,005キロワット、総事業面積は約51ヘクタールに及びます。事業主は勝浦興津ソーラー合同会社、持ち分の90%を東京都千代田区のタカラレーベンという会社が、また、残りの10%を東京都中央区のエジソンパワーという会社が所有しております。発電が始まった段階で、タカラレーベンが100%所有することに決まっておりました。しかし、関係者によると、初期の事業者は持ち分10%のエジソンパワーであり、同社は事業の売電権を平成29年9月から順次、計15億円でタカラレーベンに売却したのだという事実でございませう。

勝浦市議である鈴木克己さんのインタビューでは、こうおっしゃっております。「発電所の建設予定地は市有地で、勝浦市はエジソンパワーとの間で事業着工してからの約束、着工までは無料、これで賃貸料約1,000万円の契約を交わしています。再生可能エネルギー促進に資するので貸しているのに、市有地の上で売電権を譲渡するなどという金もうけをされたのでは納得できない。」勝浦市は「合同会社の代表者が変更になっても、市としては支障はないと考えている」とし、タカラレーベンは「IDの権利を受けたことは事実だが、企業モラルに反することはしていない」。エジソンパワーに至っては、「コメントする立場にない」と返答されております。

今回の改正は、まさに太陽光発電のIDを取得しながらなかなか建設をせず、転売など利益を図る業者の動きを抑制する狙いもあると見られております。

以上が、少し長くなりましたけれども、記事の紹介となります。

次に、台風の災害発生時に起こるメガソーラーの危険性について申し上げます。

さきの7月西日本集中豪雨、台風21号などの大規模災害に際して、太陽光パネルの大規模崩落、損壊が発生し、破損したパネルなど大量の産業用廃棄物が発生し、社会問題化しております。他方、強風にあおられ、多数のパネルが木の葉のように舞い、住宅地にところかまわず落下する様子に、周辺の住民の方々は戦慄を覚えたと言われていることから、今時災害を契機に太陽光パネルの有する危険な一面も再認識されました。

ちなみに太陽光パネルは、損壊しても停止スイッチがないものは発電を続けてしまうことから、発火の危険性があり、さらに消火の際に消防士が感電するリスクが指摘されております。これに関しては、昨年2月16日に発火し、12日間燃え続け、鎮火したアスクル物流倉庫の火災案件でございませうが、火災が長期化した原因として、ソーラーパネルへの放水による感電のリスクが指摘されております。

このようなリスクを有する太陽光パネルですが、もう一つのリスクとしては、パネルの材質には鉛やセレンなどの貴金属、さらには中国製の安価なものには、イタイタイ病の原因物質と言われておりましたカドミウムを含むパネルすらあることが上げられております。こうした有毒な重金属を含むパネルが台風など強風で巻き上げられ、損壊したパネルが山野にばらばらに散ってしまった場合には、土壌をはじめ河川や農地への悪影響が懸念されます。また、学校の校舎など避難場所等となっている敷地内に落下してしまった場合も、悪影響が懸念されます。

このような事態が発生した場合、太陽光パネルを産廃処理する際、特別の処理を要すると予測しますが、通常の産業用廃棄物としての処理コストと特別な処理、管理型最終処分場における処理のコストの比較、差額の事前把握とその際の処理事業主を明確にしておく必要があるのではないかと考えられます。

しかし、さきにも述べたとおり、民主党政権下の平成23年10月1日、建築基準法改正により、太陽光パネルが建築工作物から除外されたことや、建築基準法の規律を受けないため、基本的には太陽光パネルを正面から規制することは、現行の法体制のもとでは限界があり、困難な状況ではありますが、災害防止の観点からも太陽光パネルの設置規制の必要は考えられます。

次に、静岡県伊豆半島で、韓国財閥のハンファエナジーによる住民を無視した一方的な乱開発が問題化し、地元住民、地区選出の国会議員を巻き込んだ大規模な開発反対運動が発生している事例もございます。ハンファエナジーは、モンゴルにおいても太陽光発電事業を実施しておりますが、現地で倒壊した太陽光パネルを放置し、人畜、路上に汚染被害を発生させているところ、一切対応をとらず、責任をとろうとしないとの報道もございます。

このように、巨大台風など災害による太陽光パネルの飛散による土壌汚染など、設置箇所周辺に対する環境負荷に無関心で、当局の指導に従う意思のない悪意の事業者が存在するのも事実です。悪意の事業者の存在も念頭し、直ちに条例化するものではないとしても、災害時には大規模な廃棄費用が発生することを見越して、あらかじめ大規模に太陽光パネルを放置する事業者に対しては、太陽光パネルの廃棄費用の積み立てを求める余地もあるように考えます。

例として、兵庫県赤穂市では平成27年12月に太陽光パネルのリスクに着目し、自然環境との調和を期した条例を制定しておられます。内容的には、土砂災害警戒区域の太陽光パネルの設置を抑制したり、発電設備が不要になった際に事業者が原状復帰を確約させるなど、一定度踏み込んだ内容となっております。太陽光パネルのリスクを抑止するための条例であると認識しています。

以上の観点から、以下についてのご見解をお伺いいたします。

1、景観上、伊根地区で設置は不可能と考えますが、設置予定地区は伊根地区以外と想定しておられるのでしょうか。

2、現在やっておられる家庭向け自立型再生エネルギー導入事業は、今後もあわせて継続する予定なののでしょうか。

3、現時点でメガソーラー導入及び設置によるメリットは、どのように想定されているのでしょうか。

4、自然災害発生時によるメガソーラーの危険性等のデメリット及びその防止策をどのように想定しておられるのでしょうか。

5、メガソーラー導入、設置に当たって、条例制定の予定はあるのでしょうか。

次に、観光についてお尋ねいたします。

町長が主張する「ないものねだりをすることなく、今あるものを生かした身の丈に合った地域まちづくりを」、また「伊根浦観光を核とし、交流人口をもって地域の活性化を目指し、定住人口の流出に歯どめをかける」、この部分は深く同感するとともに、ともに強く賛同いたします。今後、まちの魅力と可能性をさらに磨きをかけるためには、伊根浦を中心に我がまちに来る観光客の動向をでき得る限り詳細に把握し、データ化して蓄積の上、今後の事業に活用していく必要があると考えます。そして、まちの観光の核である伊根浦で得られた集客力、これを生かした波及効果が町全体に浸透していけば、町全体の活性化につながり、さらなる希望と可能性が見え、町長が主張されておられる定住者の流出に歯どめがかかると予測しております。吉本町長4期目に当たっては、ぜひともこの点に関して具現化した町政策を期待しております。

地域ごとにも、おのおのの諸事情も課題もあり、解決し、実現するのには一朝一夕にはいかないかと予測しますが、実現に向けてともに汗を流してまいりたいと思います。

そこで、以下の点について、町長の所見をお伺いいたします。

1、現在、どのような方法で来町した観光客及び国別の観光客の動向を把握しておられるのかお示してください。

2、現在、伊根浦に来る観光客数は、町外である近隣の地区の宿泊施設を中心に少なからず波及効果をもたらし、今後も増加傾向もしくは維持されていくと予測しております。今後、さらなる観光を中心とした交流人口を伸ばしていくためには、伊根町を訪れる顧客の詳細などをでき得る限り正確に把握し、数値化、データ化したものを蓄積して生かす必要があると考えます。それは今後の地域まちづくりを考えていく上で、重要なツールの一つとなると予測します。当町を訪れる観光客の詳細な情報を把握し、データ化、蓄積していくことに対し予算を組み、人員を増強して挑む価値があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3、道の駅敷地内に隣接するホテル建設は、住民の方々の理解を得られず、白紙となりましたが、この機会に町内の既存の施設、例えば筒川文化センターなど、または他の空き施設を活用し、伊根浦観光で得られる集客力の波及効果をでき得る限り宿泊することを中心として、町全体に広めていく施策を講ずるよい機会と考えておりますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。大変多岐にわたって、たくさんいただいております。

初めに、メガソーラー導入についてお答えをいたします。

今回の町長選出馬に際しまして、囲み取材でメガソーラーの導入を主張、京都新聞はそのように報道されたわけでありまして、そのように報道されたわけでありましてけれども、なかなか新聞記者さんも自分の聞こえのええところだけつまんで書くんですね、ぽんと。言いわけじゃないんですけども、私が掲げたのは、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業、こういうものがございまして。いわゆるこれ原発のUPZ内における補助金なんです。10分の10もあります。それによる自然再生エネルギーの発電システムを活用したいということ、そして、そこで発電した電気の活用の一つとして、公共施設へ電気を供給し、現在の電気料金を抑制し、その浮いた財源をもって新しい事業を起こすという構想であります。

ちょっとフィット価格とかいろんなこと話ありますけれども、そうじゃなくして、そこで起きた発電したものは、1つには公共施設などに使って、そして公共施設の料金を下げるんです。おおむね1,200万ぐらい出るんじゃないかというふうに言われておるんですけども、はっきりした数字はわかりませんが、それを新たな伊根町の振興策に持っていくと。また、そのプロジェクトも考えていく。そういう全体的な構造であります。

そういう中で、「伊根町内においての自然再生エネルギーの発電システムとしては、メガソーラーが一番有望に思う」、私はそう言うたのね。一番有望に思うと言ったところが、京都新聞の報道につながったものと思います。有望ではあります、まだメガソーラーの設置を決めたわけでもありませんし、こういった取り組みを目指したいというプランを述べたまででございます。

先ほどからちょっと申し上げておりますけれども、このプランを実現するためには、まず伊根町内の地理的状況や気象条件等のデータを整理し、さまざまな再生可能エネルギーに関する賦存量、いわゆるある支援についての理論的に導き出された総量であります。それを調査する必要がございます。そして、土地利用状況など整理を行った上で、事業化が期待される有望なプロジェクトを抽出し、再生エネルギー導入のプロジェクト候補地の選定を行うという、その手順を踏む必要がございます。さまざまな再生可能エネルギーの活用という観点から、太陽光に限らず風力や波力、潮力、はたまた地熱なども含め、再生可能エネルギーの賦存量として調査を実施し、そしてプロジェクトでは再生可能エネルギーの農業、漁業への活用、また、そういった事業に取り組む企業の誘致の可能性も検討をいたします。

これ、トヨタあたりが1万平米、2万平米いただければ、そういうソーラーパネルを置いてもやりますよという、全国的にそういうことをやっています。ですから、そういうのをかかわってきて

いただくということも、そういう可能性もこの中では考えていきたいなと思っております。

そこで、まず来年度、エネルギービジョンの基礎調査と再生可能エネルギー導入可能性の調査を行うこととし、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用したいと考えております。平成31年度の補助金獲得に向け、準備を進めているところでございます。これ10分の10の補助金でございます。

実は、この補助金には平成30年度も応募をしたわけですが、残念ながら不採択となった経過があり、31年度は再挑戦ということになります。30年度では国の予算総額50億円に対して80億円規模の応募があったようで、31年度も狭き門となることが予想されますが、来年1月末の公募開始に向け、申請書類の準備を進めているところでございます。平成31年度当初予算にその業務委託経費等を計上したいと考えておりますので、議員各位にもご理解とご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

そこで、1点目のご質問、設置予定地区は伊根地区以外としているかについてでございます。伊根町での再生可能エネルギーは太陽光となったと仮定してお答えしますと、設置予定地、メリット、災害時のデメリットなどについては、その基礎調査、導入可能性調査の中で、その中で十分議論していくものと考えます。当然デメリットも、議員心配されておる、そこで議論していくことを考えております。設置予定地については、伝達地区内は当然不可でございます。不可ではございますが、伊根地区であっても伝達地区外は検討範囲であります。この役場の近辺あたりは、全部地区外でありますよね。そこは検討の範囲内でございます。

また、家庭向け再生エネルギー導入事業は、府との協調のもと引き続き継続してまいります。これはもうこのままやっております。

条例制定の予定はあるのかとの質問でございますが、どのような条例のことを指しているのか少しちょっとわかりません。必要なものはその際、提案させていただきたいとも考えております。

次に、2点目のご質問、観光についてでございます。

まず、観光にかかわる1つ目、観光動向の把握と、2つ目の観光客の数値化、データ化のための人員と予算増強についてお答えをいたします。

当町における具体的な調査方法につきましては、調査対象の町内宿泊施設、観光施設、温泉、レストラン、イベント実施者などから、各月の入り込み客を報告いただいたものを集計し、推計値を算出しております。観光入り込み客の内訳は府内、府外、外国人で、府外は各地方、外国人客は国籍別に判別をしておりますが、外国人客につきましては、今のところ宿泊施設のみの判別となっております。

このほかにも、観光客の詳細な動向の把握が必要であると判断し、予算計上の上、平成29年7月から平成30年6月までの1年間、福知山公立大学に業務委託をいたしまして、観光動態調査を実施いたしました。この調査では、伊根地区の3地点、舟屋の里公園、丹海日出駅、伊根浦公園において、日本人観光客を対象にアンケートを配布し、約1,800名から回答を得ることができました。このアンケートを大学で集計し、観光入り込み客の推計値を算出いただいた結果、外国人を除いては、入り込み客は26万4,000人、観光消費額は10億6,000万円と報告をいただいたところでございます。

また、今年度から海の京都DMOが四半期ごとに観光入り込み客数調査を開始されており、リアルタイムに観光客の動向を把握し、スピード感のある施策の展開を目指すとともに、今後、調査結果のデータ化や方策などを検証し、5市2町圏域の観光戦略を構築するための作業が始まっております。

その他、観光客の動向を把握するツールといたしましては、伊根浦フリーWi-Fiの認証記録データがございます。Wi-Fi設置地点における国別来訪者の判別が可能となっております。さらには、海の京都DMOが主要な観光地点にWi-Fiパケットセンサーを設置し、データを収集されております。

今まで述べましたとおり、観光客の動向把握については、現在でもさまざまな手法やツールを用いて実施し、データ化し、そのデータを蓄積しております。今回、和田議員から、本件に係る予算と人員を増強して挑む価値があるのではないかとのことですが、人員については多いにこ

したことはございませんが、財政的な視点と役場全体の業務内容を把握した上で、適切な人員配置ができています。今までの取り組み方と体制をベースとして、よりよい観光戦略は構築できるものと考えております。しかしながら、必要とするデータ収集蓄積のための必要な予算については、今後もしっかりと確保してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問、伊根浦観光の波及効果についてでございます。

和田議員からもありましたとおり、オファーのあった道の駅ホテルの件につきましては、多くの住民の声を尊重させていただき、断念をしたところでございます。京都府内では同時期に打診されていた宮津市、京丹後町、南山城村では、事業実施に向けた取り組みを進める旨は過日報道があったとおりで、個人的にはちょっと若干じくじたる思いがあるところでございます。

和田議員からは、伊根地区の観光客を町内の他の地域で宿泊させ、他地区への波及効果につなげてはという内容で、具体的には、空き施設を宿泊のために活用してはとのご提案であろうかと思えます。しかしながら、これは大変難しい相談であろうかなと思えます。なぜならですよ、前日も、先ほど申し上げましたホテルの誘致に当たりまして、我々はいわゆる世界のマリオットが舟屋民宿や料理旅館、料理民宿とも競合しない新たな客層を世界から引っ張ってくる、入り込み客30万を40万に、はたまた宿泊客3万8,000を5万人にも6万人にも伸ばしてくれる、12億弱の観光消費額を大きく伸ばす、そのような可能性を、その糧をみずからの資本でつくると言ってくれたわけです。

伊根町は場所を提供するぐらいで、相応の家賃あり固定資産税も入る。雇用も生まれにぎわいも増す。波及効果も絶大と思う。知事さんも推奨する提案でありましたが、伊根町は断ったわけでございます。議員も商工会の役員1人として、反対されたことと思えます。それを断っておいて、今度は町が独自に空き施設を改築して宿泊施設とする。これは無理な話じゃないのかなと思えます。

いろいろとあると思うんですけども、反対された理由は簡単だと思うんです。私が個人的に感じるころは、相乗効果とか新たな客層の宿泊客、そういった新たな客層をつかむというような、そういう皆さんには考えはできなかったのかなと、そう思うんです。どうしてもある一定のパイを食い合する、民業圧迫になるんじゃないかと、そういう思いがあったように思います。そうありますから、この考え方でいけば、どの地域であっても町が宿泊施設を建てるということは、もうこれはご法度でございます。

もし、よしんばどこかにつくるとしても、何度も申し上げますけれども、本庄中学校あたりでも、耐震を含めて3億、4億ぐらいかければ結構なものができると思うんですけども、誰が運営してくれるのかなと。赤字が出たら誰が補填するのかな、筒川文化センターの現状というものは、皆さんよくよくご存じのことと思えます。現時点では、民間事業者が行おうとする商工観光事業に対しては、可能な支援を行うこととしておりますが、今、改築中の施設のほかには、伊根町が宿泊施設を建設するということは現時点では考えておりません。

しかし、今ようやく観光入り込みが30万人を超えました。舟屋を核としてこういう状況に持ってきて、これをいかに町内一円に広めるのか。これは本当に大きな課題であります。本当に私にも身につまされる課題でございます。これから住民要望や議員各位からのご意見などを頂戴するなどして、伊根地区での観光成果を町内全体へ波及させることのできる施策展開について、議論を深めたく考えております。以上でございます。

4点目のご質問、利便性の高い交通手段の構築についてでございます。

今、交通事業者の厳しい状況が新聞などで報道されており、当町へも事業者から運転手不足などの厳しい状況について報告がなされております。このことは、町内のコミバスやスクールバスの運行への影響が考えられます。過日、実証実験をいたしました低速電気自動車の実績の検証なども含め、高齢者や観光客の移動手段、児童生徒の通学の足について、利便性、経済性などを考慮しながら、早期に交通体系の整備、検討を進めるよう準備を進めておりますことを述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 7番、和田義清議員。

○7番（和田義清君） ご答弁ありがとうございます。

京都新聞さんの記事は多分そうじゃないかなというのを思いながらも、ちょっとお聞きしてみよ

うかなという形でお聞きさせてもらいました。町長おっしゃいましたように、さまざまな使えるものはうまく利用させていただいて、それが地域、まちのためにどう活用していくかという観点にいたしましては、私も同感するところですので、メガソーラーの件に関しましては、メガソーラーの危険性だけをわかっただけならば、それで私は結構でございますので、そのあたりを十分考慮して、お話のほうを円滑に進めていただきたいなというふうに思っております。

観光については、ちょっと伝え方がうまく伝わらなかったかと思えますけれども、現状あるものを、例えば文化センターを例に挙げさせていただきましたけれども、町長おっしゃいましたように、中嶋議員のほうにもご答弁されていたように、結局、誰がどうするかということに最後はなってくると思います。誰がするのか。

基本的には我々町民の中から起業していただいて、町がそういう空き施設の改修等に着手していただいて、あとの運営は町内もしくは地域おこし協力隊、この方々たちもそういう構想を持った方が何人かいらっしゃるようなので、そういう方々を含めて、町内に住んでいる人間がみずから用意していただいたものを活用して、起業なりしていけるのが一番理想かと思えますけれども、これに関しましては、町長おっしゃいましたように非常に簡単ではございませんので、その件に関してはうまくそういう形で起業ができて、より商工会の役員の人といたしましても、1人でも商工会員がふえて、しっかりと町内で金もうけができるような、そして町に1円でも多く町税が入ってくるような施策をとるために、ともに汗をかいてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。

本当にメガソーラーの危険性については、重々と私もまたこれからも勉強させていただきまして、対応できるように頑張りたいと思っております。

観光振興で新しいそういう施設を建てるというのは、大型のものはもう無理じゃないかなと思うんです。いわゆる地域おこし協力隊の方なんかでも、町内で起業する、そっち方面でも頑張ろうかなと思う方々は、現状でもやっておられるんですけども、ほとんど古民家を改修して、自分独自の個性ある宿をやりたいなという方が多いと思うんです。そういうことには、しっかりとまた応援をしてまいりたいと思っております。どうも、以上です。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

次に、通学の安全対策についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根朝子議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づき、一般質問を行います。

学校保健安全法第27条は、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における事項について計画を策定し、それを実施しなければならない」とうたっています。つまり、学校安全計画の策定とその実施を義務づけており、通学路の安全に関しては、多くの自治体で教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察、自治体代表者などで構成された通学路対策推進会議を設置して、通学路の交通安全プログラムを作成しています。そこでは、合同点検、問題となる場所の対策の実施、対策を行っての効果の把握、さらなる対策の充実といったPDCAサイクルにのっとり、より安全な通学路を確保する取り組みが行われています。

本議会の一般質問でも、通学路の安全対策についての質問がこれまでされてきました。本庄小学校の児童の積雪時の除雪の関係で、車道を通って通学しなければならない状況や、伊根小学校の児童も、伊根地区の狭い通学路を車の行き交う中で登下校しているとの危険性が指摘されてきました。また、スクールバスでも、危険な道路状況で走行しなければならないこともあると思われます。昨今の自然災害は、想定をはるかに超えた被害を引き起こしていますが、児童の通学路に関しても、より綿密な点検と対策が求められるのではないかと考えます。

今回は、通学路の安全対策に関して、次の5点について伺います。

1つ目は、伊根町でも通学路対策推進会議が設置されているのかという点、そして通学路の合同

点検はされているのかということです。

2つ目は、通学路の危険箇所は具体的にどこだと把握されているのか伺いたいと思います。その危険箇所は、皆さんに公表されているのでしょうか。保護者はもちろん、町民にとっても生活道路として利用している道路であり、歩行者としても運転する者としても、双方がどのような危険があるのか、どの場所が危険なのかということは、知っておくべきではないかと思います。

3つ目は、その危険場所に対しては、どのような対策を講じておられるのかということです。また、その効果について、どのように検討されているのでしょうか。

4つ目は、学校やPTAとの連携です。連携はどのようにされているのか。

青森県のある自治体では、積雪の状況を保護者や学校がチェックして、除雪の要請を行うようにしているところもあるようです。気象状況は伊根町内でも異なる場合が多く、伊根小学校と本庄小学校とでは、雪の状況などは異なるかもしれません。安全面では、積雪の状況によって除雪が必要となりますが、雪の降り方の状況によっては、例えば吹雪のような場合には、スクールバスなどの対応が必要になるかもしれません。また、気温がすごく低くなって低温の場合では、凍った雪道での車のスリップのほうが、リスクが高くなるというようなことも考えられると思います。学校や保護者の方から、その現時点での学校での状況の報告というのは、とても大事ではないかと思います。伊根町の場合は、どのようなかわりをされているのかお聞かせください。

最後に、冬の時期、積雪時に徒歩で通学する本庄小学校の児童の安全対策についてです。この安全対策をどのように考えているのかについてお聞きしたいと思います。

この点に関しては、2012年6月議会の一般質問で、野尻、本庄上、本庄宇治の児童が国道178号線の歩道を通って通学していますが、冬の時期になると積雪時には除雪した車道を通っての登下校となり、安全面での対策が必要ではないかと教育委員会に提言しています。このときの教育長の答弁は、歩道は除雪の対象となっていないこと、通学路の除雪はこれまでPTAで対応してきた経過があること、冬季の一定期間、あるいは非常時等については、スクールバスに乗車させるといった緊急対応も考えているという内容でした。どのような場合を非常時と考えておられるのか。そして、スクールバスでの対応がなされるのかお聞かせ願いたいです。大雪が降り続き、除雪がおくれるというような事態が発生した場合、スクールバスで対応するというも行われるのでしょうか。

以上について、5点について答弁をお願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 議員の質問にお答えします。

まず初めに、国の通学路安全対策に係る動きを説明します。

議員もご存じのとおり、平成24年4月、亀岡市の通学路において、児童、保護者がお亡くなりになる痛ましい交通事故が発生しました。同年5月、国において通学路の交通安全の確保の徹底、通知が発出され、通学路の危険箇所の抽出、緊急合同点検の実施を全国でまとめられました。当町においても、危険箇所の抽出、合同点検を実施したところでございます。

また、平成25年9月、八幡市の通学路において、悲しい交通事故が発生しました。同年12月、国において通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進通知が発出され、推進体制の構築、基本方針の策定等が求められました。当町においても、平成27年2月に伊根町通学路安全対策協議会を設置、同年3月に伊根町通学路交通安全プログラムを策定し、当プログラムに基づき、定期的な合同点検等をPDCAサイクルとして実施し、継続的な取り組みをこれまで継続推進しているところです。

1つ目のご質問の通学路対策推進会議を設置され、合同点検をされているのかについては、先ほども申し上げましたとおり、名称は違いますが、伊根町通学路安全対策協議会を平成27年2月に設置し、また直近では、平成30年3月に同協議会を開催し、教育委員会、道路管理者である京都府土木事務所と地域整備課、宮津警察署、交通安全担当である総務課、町内学校が現地を点検する合同点検を実施しました。

2つ目のご質問の通学路の危険箇所はどこか、公表されているのかについては、通学路の危険箇所については学校が中心となり、保護者、スクールガードリーダー、登下校時に見守り活動を行う

方からのさまざまな情報を受けた上で、通学路の点検を実施し、防災、防犯の観点から危険があると認められる箇所を抽出しています。

平成28年度に開催した伊根町通学路安全対策協議会では、伊根中学校前の道路案内看板の改善について協議され、道路管理者である京都府がすぐに対応し、道の駅に行きやすいように、中学校に間違わずに入らないようにとすることで改善されています。

平成29年度に開催した伊根町通学路安全対策協議会では、3カ所について検討を行いました。1カ所目は、本庄診療所から野尻間の府道弥栄本庄線で、見通しが悪く歩道も狭いといった課題がございました。短期的な取り組みとして、アローマークの設置、中期的には道路のかさ上げ、長期的には抜本的な道路拡幅の対策が協議され、道路管理者である京都府がここでもすぐに道路のさまざまな記号、アローマーク等の設置をいただき、改善されています。

2カ所目は、津母地区内の町道亀島本庄浜線では歩道の白線が消え、歩く場所がわかりづらいといった報告やら課題がございました。ここに伊根町で対応し、白線の引き直しを施工しました。

3カ所目は、平田から鳥谷間の町道平田亀島線では、山の枝が落ちる。木々が生い茂っておりまして、そういうところでその落ちる木を避けながら通る車両もあり、危険であるといった課題がありました。ここに伊根町で対応することとしており、危険木を伐採する予定としており、学校でも帽子などで頭部を保護しながら、危険を察知しながら通学するようにという指導対策を施しています。

以上は通学路の中で危険箇所として学校から報告があり、伊根町通学路安全対策協議会で検討を行った事例です。

また、公表されているのかについては、学校ごとの点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するために公表することとしています。具体的な対策の進捗に応じて、公表を行ってまいります。

3つ目のご質問の危険箇所の対策をどのように立てているのか、その効果について検討されているのかについては、危険箇所の対策については先ほど申し上げましたとおりです。その効果については検討されているのかについては、平成28年度の伊根中学校前の道路案内看板の改善は、客観的な数字はとっておりませんが、中学校から明らかに改善しているという報告をいただいています。平成29年度の案件については、対策効果の把握を行っている最中です。

4つ目のご質問の学校、PTAとの連携はどのようにされているのかについては、先ほど申し上げましたとおり、学校を中心にPTAと合同で危険箇所の洗い出しを行い、通学路安全マップをまとめており、保護者や地域の方々においては、自宅から集合場所まで、集合場所から学校までの見守りを行い、また学校、PTA、保育所保護者会、駐在所で構成する子どもの安全を守る連絡会が主体となり、通学路の安全及び防犯の取り組みを行っているところです。

5つ目のご質問の積雪時に本庄小学校の徒歩で通学する児童の安全対策をどのように考えているのか、大雪のときのスクールバスでの対応はということですが、昨年の積雪時には、1カ月ほど国道の歩道が通れない状態が続いていました。除雪した雪が歩道側で山になるなど、それを越えていく必要がありました。平成24年の松山議員さんの一般質問の答弁でもお話ししましたが、歩道の除雪を除雪車で行うことには、歩道の舗装強度等に問題があり、除雪ができません。歩道とは反対の広い路側帯側については除雪し、通学してきましたが、やはり積雪時には危険と隣り合わせでありました。できる限り児童生徒の交通安全を願っているところであります。できる限り車道を広く除雪していただくように、11月の除雪会議でもお願いはしております。

また、通学に冬季の一定期間あるいは非常時等でのスクールバスの利用については、緊急の対応として引き続き考えております。以上であります。

○議長（上辻 亨君） 5番、山根朝子議員。

○5番（山根朝子君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

やっぱり雪がもうすぐ降りますし、本庄の子どもたちの親御さんたちは、やっぱり安全のことが一番気になさっていることをよく耳にします。教育長おっしゃったように、緊急時の場合もちゃんとスクールバスの対応とかされるということなので、安心して聞かせてもらいました。

ただ、1つちょっと思ったのが、効果判定のところ、平成29年度の合同点検でその効果判定

のところはまだ今調査中ということなんですけれども、やっぱり本庄診療所から野尻のほうに行くところのカーブのところは、一番、保護者の皆さん、怖いとおっしゃっていて、そのときは右側通行になりますので、行きと帰りで結構道を横切って、横断して歩いて帰るようなことも変則的にされていて、駐在さんがつき添われているので安心は安心かもしれないけれども、やっぱり怖いというふうにおっしゃっております。ですから、やっぱり早く合同点検の危険箇所の効果判定、黄色い通学路ですという標識、立っていますよね、看板というか。それはありますけれども、やっぱりすごく見にくくて、ついついスピードを出してしまうところになっていきますので、早急に早く対策のほうをやっぱり考えていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 保護者及び住民の皆さん、非常に心配しながら、伊根町の小市民である子どもたちを守る、そして健やかに成長させるという願いはもう重々承知しておりますし、そのように取り組んでおります。

先ほどありました野尻の件ですが、駐在所から野尻のほうに向かっていきますと、これは府道になるんですが、それも含めて府と土木工営所のほうで考えていただいて、まず白線があります。それから次、緑線があって、その横にちょんちょんとした両端に、どういう言葉で言うんかちょっとわからんですけれども、四角いこれぐらいの大きさのが両脇にずっと、要するに3重の線によって標識されております。確かに非常に狭いんですが、現在のところ特に違和感なくいっております、駐在所さんのおかげや地域の方々が守って導いていただけるので、いいかなというようには思っております。

ただ、今後も今おっしゃられました標識とかも、また検討させていただかんのかなというように思います。ありがとうございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

次に、小学校複式学級の解消についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷功議員。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、小学校の複式学級解消について質問をいたします。

伊根町の小学校数は、昭和30年では伊根、朝妻、本庄、筒川、蒲入の4校、1分校で、児童数とその時点で1,071人でありました。伊根町の人口減少とあわせて、年々、児童数も減少し、平成5年に蒲入分校が閉校をし、平成10年には本庄小学校と筒川小学校が統合をし、平成17年には伊根小学校と朝妻小学校が統合し、現在の伊根小学校、本庄小学校の2校の体制となっております。町内津々浦々に子どもたちの声が響き渡っていたところが、大変懐かしくもあります。こういう状況の中で児童をふやし、以前のようにぎわいを取り戻し、複式学級を解消するような政策が今求められておりますが、児童を急激にふやすことはなかなか困難なことでありますので、今回は当面の複式学級解消の立場で質問をいたします。

現在の小学校の児童数の状況と複式学級の状況は、本庄小学校が児童15名で2学級が複式、伊根小学校が児童数58名で複式学級は1学級と思っておりますが、この数字につきましては、間違いがないのか1点お伺いをいたします。

次に、最近、保護者から、複式学級についてのあのような勉強の仕方では本当に学力がつくんだろうかと、学習が進むんだろうかと、不安の声をお聞きすることがあります。複式学級の解消については検討してほしいという意見も聞きますが、教育委員会としての保護者の意見の把握をしているのか伺いたいと思っております。

少子化が全国的に進む中で、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況が今生まれております。公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が2011年4月22日に改正、施行され、従来はその第5条で「学級編制についてはあらかじめ都道府県の教育委員会と協議をし、その同意が得られなければならない」とされておりましたが、この改正後は、「都道府県教育委員会への届け出だけでよい」とされました。さらに、市町村立学校の期間的教職員については、従来は京都府負担による任用しか認められませんでした。しかし、市町村立学校職員給与負担法の改正によりまして、市町村が給与費を

負担することにより、独自に教職員を任用することが可能となっております。

こういう背景の中で、複式学級増加の状況を改善すべく、少人数の学校が立地をする幾つかの地方自治体は、それぞれ独自に予算づけを行い、子どもたちの学びの質を保証し、保護者や地域社会の人々の教育条件に対する不安を解消すべく、複式学級解消のための加配措置をとっております。複式学級の全面否定はしませんけれども、たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保証の観点から、でき得るものなら複式学級は解消したいと思います。地方自治体としてできる教員加配措置によって、複式学級の解消が必要であろうかと思いますが、教育長の考えを伺います。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 議員のご質問にお答えします。

まず初めに、今の子ども数そして学級数、複式学級について正しいかということですが、正しいです。

それから2点目、教職員の定数については、現在、京都府の場合は、京都府と協議をしております。届け出というのも法律上あります。それを考えながら、あと補助金、財源等々を含めての協議になっています。これが最初の情報です。

では、初めに小学校の児童数の状況と複式学級の状況について、伊根小学校の全校児童数は43名、3、4年生の複式学級が1つ設置されています。児童数は、3、4年生はどちらも6名で、合わせて12名です。本庄小学校は全校児童数15名で、2年生・3年生、5年生・6年生の複式学級が2つ設置しています。児童数は、2年、3年生はどちらも2名で、合わせて4名です。5、6年生は、5年生が4名、6年生が1名で、合わせて5名です。両校とも複式学級の設置は今後も継続していく状況でございます。

次に、保護者の意見の把握はできているのかとのご質問です。

2校の保護者から、委員会に対し直接意見を言ってこられた方はありません。また、学校からもそのような意見が出されているとの報告も受けません。保護者の意見の把握はできていない、そのような状況です。しかし、複式学級の現状等について小学校長に聞き取りをしますと、初めて複式学級となる学年の保護者の方は、年度当初には学校運営に不安があるなどの意見を出されていましたが、現在は特に聞いていません。また、複式学級を経験されている保護者は、父母どちらも「自主性が育ち、鍛えてもらっている。今後につながるのよかったです」といった声も聞いているとのことです。

次に、教育の質を保証し、保護者に教育条件の不安をなくすために、教員加配措置によって複式学級の解消を求めるとのご質問であります。教員加配措置によって解消とのことですので、単式学級にする、そのことだと判断し、答弁します。

市町村が独自に教員を任用することで、複式学級は解消可能です。現在の複式学級数は2校で3学級ありますので、複式学級を解消するとした場合、3名の任用が必要となります。しかし、単式学級とする場合、教員免許保持者でなければ教壇に立つことはできません。さらには、複式学級解消の教員として一度3名を任用しますと、教育の公正・公平性などから、学級が解消されるまで継続が求められるというように考えます。また、任用する教員は町の期限つき任用職員としての雇用になり、更新されるとよいのですが、そうでなければ毎年人材の確保に苦慮することとなると思います。したがって、現状どおり進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（上辻 亨君） 6番、大谷功議員。

○6番（大谷 功君） 財政的な問題、それから人材確保の問題といろいろあると思いますが、1つの例としまして、例えば過疎地域自立促進計画に基づくそこに計画を記載し、過疎債ソフト部門を使つての加配教員を雇用している自治体も少なからずあります。子育て日本一を標榜している当町であります。今後とも保護者と教員の意見、これを十分尊重し、意見を聞きながら、いろんな方面からの単式学級に限らず、検討をいただきますようよろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 今、過疎債という言葉が使われました。先ほど財源のことで簡単には言

いませんでしたが、一般財源等々を含めて京都府からの私への、要するに教育委員会への説明は、首長部局と十分話し合いを持つこと、一般財源がどの程度ということとはわからないのでということがございますので、今後、検討させていただきます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

休憩します。開会は3時10分を予定しております。

休憩 14時53分

再開 15時08分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、町民憲章について、地域担当職員制度の導入について及び地域おこし協力隊の積極的な活用についてを通告議題とし、濱野議員の発言を許します。8番、濱野茂樹議員。

○8番（濱野茂樹君） それでは、自由民主党の濱野茂樹でございます。議長より発言の機会をいただきましたので、通告に従い、今回は3つの項目について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目、町民憲章についてでございます。

日本における憲章の起源は、1868年に公布された五箇条の御誓文であると考えられております。これは、憲章という名称こそついていませんが、国政の目標が簡潔かつ肯定的に述べられている点において、憲章とみなすべき形式と内容を備えているからでございます。

憲章はまちづくりのための行動目標を示したものが一般的で、自治体により形式は多様であります。大半のものが周囲の自然環境、地理、歴史、誇るべき点、制定の事情、憲章の意義などを簡潔にまとめた前文と、まちづくりや目標を述べた本文によって構成されるものであります。本町においても、1987年に伊根町民憲章が制定されています。本町の町民憲章を探したのですが、なかなか見当たらず、ようやく見つけたのが1987年発行の広報伊根の記事と本庄地区公民館の掲出物でございました。以前は本庄地区公民館の会議室に掲げられておりましたが、今はひもが切れ、事務室で保管されておりました。町民憲章でありながら、前文はホームページですら掲載されておらず、もしかするとその存在すら忘れかけられていると感じるのは自分だけでしょうか。

また、まちづくりを定めた憲章があるにもかかわらず、2012年に策定された伊根浦観光振興ビジョンでは、将来の伊根町のあり方、みずからがかわるまちづくりの進め方などの方向性を明確化していく「伊根町まちづくり憲章を制定する」と記載されています。ここで、せっかくの機会でございますので、本町の町民憲章の全文を朗読させていただきます。

伊根町町民憲章。

私たちは緑の丹後半島と青い海の美しい自然を大切に、みんなで力を合わせ、未来に向かって平和で豊かな伊根町を築くため、この憲章を定めます。

1つ、私たちは健やかな体をつくり、明るいまちづくりに努めます。

1つ、私たちは豊かな心を養い、香り高い文化のまちづくりに努めます。

1つ、私たちは仕事に情熱を持ち、豊かなまちづくりに努めます。

1つ、私たちは互いに尊敬し合い、力を合わせて住みよいまちづくりに努めます。

1つ、私たちは自然を守り、創造あふれるあしたのまちづくりに努めます。

皆さん、ご存じだったでしょうか。まちづくりの目標を示し、全ての町民と意識を共有して協働したまちづくりに努めることは、地方創生を推し進めていく上でも重要と考えます。

そこで、町民憲章の推進に向けた行政サイドの具体的な取り組みや、一体どのようにやってきたのか、やっているのか。さらには、その成果と課題、今後について町長の見解をお伺いいたします。

憲章が制定され、30年以上が経過いたしました。その間に、重要伝統的建造物群保存地区に指定されたことや日本で最も美しい村連合への加盟等、社会情勢の変化とともに、まちも少なからず変わってきております。また、来年2019年には2010年からスタートした第5次伊根町総合計画が終わりを告げ、オリンピックイヤーの2020年には新しい総合計画がスタートします。

そこで、新町民憲章あるいはそれにかわる行動目標を制定する考えがあるのかお伺いいたします。また、学校教育では、この町民憲章をどのように教えているのかお伺いいたします。

町民憲章を記載したクレドカードの導入について提案させていただきます。クレドとは、ラテン語で志、信条、約束を意味する言葉であり、昨今のマネジメントにおいては、経営理念をあらわす言葉として定着してきております。企業や職員の志や信条を集約して、1枚のカードに集約したものがクレドカードと呼ばれ、民間企業ではその先がけとしてリッツカールトンが導入しており、高いホスピタリティーにつながっていることでも知られております。

また、山形県朝日町をはじめ、自治体での導入事例も見受けられるようになってきております。志や信条を掲げた独自のクレドカードを全職員が共有し、クレドカードに書かれた行動を反復し振り返ることは、行動指針や価値基準が明確になり、職員の責任感やモチベーション、住民志向の向上、職員の結束強化につながることであります。広義においては、町民憲章も住民全体でのまちづくりにおけるクレドと置きかえられるのではないのでしょうか。こちらを実践することで、単発的な研修の意識改革にとどまらず、継続した意識改革がより具体的で確実なものとして効果をもたらすことが期待されることから、職員証やネームカードに町民憲章を記載したクレドカードを導入し、さらなる住民サービスの向上、職員の就業意欲の向上、意識改革を進めるべきだと思いますが、そのお考えはございますでしょうか。

2つ目、地域担当職員制度の導入についてであります。

町民ニーズを的確に把握し、施策に生かすため、広聴機能のさらなる充実を図るなど、情報の受発信を効果的に行うことで、行政と町民がお互いに顔が見えるより開かれた町政、町民や各種団体と行政が連携、協働した自助・共助・公助によるまちづくりの必要性は言うまでもありません。第5次伊根町総合計画でも、現場へ出て地域の実態を把握し、課題解決につながる新しい発想ができる職員の育成に努めることや、住民の声がスムーズに行政へ届く仕組み等が掲げられております。これらを実践するには、生活環境、教育、福祉、防災、防犯などの求められる行政サービスを多様化する町民ニーズ、地域の実情により合致させ、効率よくしなやかに、そして効果的に提供していくことが求められているものと考えます。

本町職員の中にも、学校行事や地区運動会等のイベントを通じて、みずから地域の活動に積極的にご参加いただいている職員もいることは認識しておりますが、町民との連携、協働をさらに推進するためにも、各地域を担当する職員を任命し、職員が地域に寄り添い、地域の実情、課題、問題等を把握して、その内容を各施策に反映し、よりよい環境をつくるために地域担当職員制度を導入することは、新たな行政サービスのあり方としてとても有効な手段の一つと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3つ目、地域おこし協力隊の積極的な活用についてでございます。

先ほど来、本一般質問の中で地域おこし協力隊の話題が出ておりますが、ここで少し協力隊についても説明をさせていただきたいと思っております。

総務省が2009年度に創設した地域おこし協力隊は今年度で10年目を迎え、2017年の隊員数は約5,000人となっており、国は6年後には8,000人を目指しております。協力隊員は人口減少や高齢化が進む地域にあつて、一定期間、地域に居住し、農業の応援、住民の生活支援、地域の情報発信等、多様な活動を行っており、2017年3月末調査時点では、任期終了後も約6割が同じ地域に定住されており、同一市町村内に定住した隊員の約3割はみずから起業し、地域の活性化や定住人口の増加につながっております。当町においても、既に企画観光課所管の事業の中で複数名受け入れされており、協力隊員はそれぞれなくてはならない人材としてご活躍いただいております。

また、国からの財政支援も、隊員1人につき1年間で報酬などとして上限200万円まで、活動費として同じく上限200万円まで、合計上限400万円をはじめ、隊員の起業に要する経費や隊員の募集等に要する経費も特別地方交付税として財政支援されています。まさにこの事業導入の効果は、地域おこし協力隊、地域、地方公共団体の3方よしの取り組みだと言えます。有害鳥獣問題やJGAP、水産業の成長産業化を目指す改正漁業法をはじめ、変わりつつある農林水産分野や人手不足の切実なご要望もいただいている社協等の地域福祉事業に携わっていただきながらの高齢者支援、休日の子どもの一時預かり等の子育て環境支援の福祉分野、また6月の定例議会でも提言しました教育分野、高齢化や区民減少により地域活動が困難な地域への住民生活支援等、他の分野で

も知恵と工夫で隊員を受け入れ可能であり、積極的な活用を図るべきだと考えます。当町における地域おこし協力隊のさらなる拡充と今後の方向性について、町長の見解をお伺いいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最後に濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、町民憲章についてでございます。

伊根町町民憲章は議員言われましたとおり、昭和62年5月に制定をされております。当時、国民体育大会伊根町実行委員会の町民運動専門委員会、伊根町議会、新しい歴史に向かって走ろう伊根町町民運動推進協議会等が一体となりまして協議を重ね、町民の規範、町民の誓いとして町民相互の連帯と郷土愛を高め、将来の人づくり、まちづくりの指針として、前文と5項目からなる憲章が制定されたところでございます。制定後には広報、また掲示物として議場、学校、公民館等に掲示し、町民の皆さんに理解と普及に努めたものでございます。しかしながら、今、議員のおっしゃるとおりでございまして、31年が経過した現在、伊根町町民憲章の内容やその存在については、多くの町民の皆さんがお忘れの状態ではないのかなと、そのように推測をするところでございます。

そこで、1つ目のご質問でございます。町民憲章を変える考えはあるのかでございます。

先ほど申し上げましたように、この憲章は前文と5項目から成っており、町民一人一人の人、まちに対する願いが込められております。憲章の精神が一人一人の心に根づくとともに、21世紀に開かれた躍進伊根町の姿を見ることを信じ、町民の皆さんの理解と憲章の普及推進に取り組みました。

そこで、現状の伊根町はどうか。まちづくり、農林水産業、福祉、子育て等々の現状、将来の伊根町の姿を語るとき、5項目に書かれておりますことは言い回しが少し変わっているだけで、当時も今も大きくは変わりはないと思います。よって、すぐ内容について変更することは、さした必要はないのかなと思うところでございます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、次年度は第5次伊根町総合計画の最終年であります。新たに第6次伊根町総合計画の策定を行います。これはよい機会でございますね。これは本当によい機会でございます。これとあわせてどこかの部会で見直し、変更するのかどうかを検討いただくのもよいのではないかと、そのように進めさせていただきたいなと思っております。

次に、学校教育では、町民憲章をどのように教えているのかのご質問でございます。教育現場のことでございますので、教育委員会が担当しておりますので、教育長に質問いただければよかったですかなとも思うんですけども、私にということでございますので答弁を申し上げますと、憲章について、多分ですけれども、とりたてて教えていることはないようでございます。私もそのように理解はしております。そうではありますけれども、総合学習、ふるさと学の中で、豊かな心を養う、人を思いやることなど人権教育の推進、自然と歴史、伝統文化などの学習と地域行事への参加などの取り組みが、これしっかりと行われていると聞いております。いわば、憲章の意図は反映されているのではないかなと。本当にあの憲章を暗唱したりするようなことはないのではございませんけれども、その意図は十分に酌まれているのではないかと、そのように思うところでございます。

次に、町民憲章を記載したクレドカードを導入し、住民サービスの向上、職員の就業意欲の向上、意識改革を進めるべきではないかと、その考えはあるのかということでございますが、ご質問の町民憲章を記載したカードの導入は、これ導入しようと思えば簡単なことだろうと思うんです。私もいろんな企業さんの社長さんとお話しされると、よく持っておられます。小さい冊子になったような。それになかなかいいことがたくさん書いてあって、本当になかなかいいものだなと思ったりします。そうでありますので、我々も町民憲章の前文とその5項目、そして片側には伊根町歌を、これを印刷いたしまして、折り込んで、いわゆるこの名札に差し込めば簡単にできるわけでありませう。職務にある限り、いつでも確認ができます。

ただ、このカードを携帯することで、議員言われます職員の意識改革、就業意欲の向上、また住民サービスの向上に結びつくかといえはさきか疑問でございますので、今のところ導入の考えは持っていないわけでございます。というよりも、私、そのカードの導入というよりは、以前からというよりも、私、就任しましてからずっとでございますけれども、月初めに町長朝礼を行い、職員

に対し、住民との対話、丁寧な対応、町職員としての仕事への取り組む姿勢、また私のまちづくりに対する考え、思い、取り組み方等を、そういったものを訓示いたしまして、職員全員がその意識を共有して職務に精励するようお願いをしておるところでございます。今のところ、そちらの方向で頑張っております。でも、簡単な話でありますよね。そういうのを導入するのも本当にいい話かなと思います。

次に、地域担当職員制度についてでございます。

私、毎年、春の区長会で、冒頭に「本年度の予算が3月議会で可決をされました。そして辞令交付を行いました。そして各地区の区長さん、班長さんがその職につかれました。これをもって名実ともに伊根町の行政体制ができて上がったわけです」、いつもそう申し上げておるわけでありまして、そして、地域の要望については、毎年、区長さんを通じて全ての地区からお聞きをしておりますし、まちとしても誠意を持って対応しているつもりでございます。区長さんにも所管がわからないときには、どの課長でもよいので伝えてもらえたら紹介するよう区長会で説明をし、対応しております。議員さんも事に応じて紹介議員となり、住民さんの要望を伝えていただいております。まちづくりトークでは、毎月、町民さんのご意見を頂戴する、その場合町長室で設けております。私が直接お聞かせをいただいております。

また、区長、班長さん以外にも、地域の身近な存在として民生委員さん、人権擁護委員さん、行政相談員さん、公民館主事補等々にも活躍をいただいております。そして商工会、観光協会、社会福祉協議会、障害者福祉会、体育協会、老人クラブ等々、そのような組織もございまして、代表者の皆さんもおられます。そして、毎年それぞれの団体からも要望をお聞きし、真摯にお応えをしております。それぞれに担当職員もおります。協働のまちづくりを推進しております。このような中、顔の見えるこの小さな伊根町で、地域担当職員制度を導入すべきなのか、地域の皆さんもそのようなことを望んでおられるのか、いま一度確かめたく思います。

政府が今年7月に公表した自治体戦略2040年構想研究会第2次報告では、「スマート自治体への転換」とし、2040年ごろには「半分の職員数で担うべき機能が発揮される自治体を構築する必要がある」、そういう提言をしておるわけでありまして。将来訪れる労働力の深刻な供給制約というものははや避けがたいと、自治体のあり方も「人口縮減時代へのパラダイムへ転換すべき」としております。半分の職員数でやっていけというんです。そういう地方自治体を構築する必要があると申しておるわけでございます。今後、伊根町においても、限られた人材と財源の中、業務の効率化を図り、民間に任せられるもの、職員でなければならない業務、町域を超え、広域で処理すべきもの、そういったものを整理し、研究し、スリムな行政運営を図る必要があると考えておりますので、現在のところは地域担当職員の制度の導入は予定をしております。

最後に、地域おこし協力隊の積極的な活用についてでございます。

これにつきましては、もう議員言われるとおりでございまして、そのように思っております。本町における地域おこし協力隊の現状につきましては、先ほどの中嶋議員からの一般質問の答弁の中でも触れさせていただきましたとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

私もあちこち行かせていただいて、多くの首長さんとお話をさせていただきます。本当に皆さんいろんな方面で、地域おこし協力隊の方を活用と言っちゃ悪いんですけども、利用と言っちゃ悪いです。使っておられます。奈良県の曾爾村さんです。美しい村村連合のお友達であります。そこは毎年8名から10名と言っています。何にあんたそんなもの使うのって。たかだか1,500人くらいのまちですけども、「何に使うの」と言ったら「農業現場だ」と言っていて、「そんな農業現場で使ってええのかいな、そんなもの」と言っていて、「そんなものが国の特交でできるんか」と。「いや、何たらへん」と言っています。へえと思ひまして、やっぱりいろんなやり方があるんだなと思ひました。

そうありますので、一次産業従事者としての直接現場に従事している協力隊員の話など、地域おこし協力隊にはさまざまな活用手法があることを伺っておりますので、私もそのノウハウを知見して、しっかりとまた進めていきたいなと思うわけでありまして。

一方で、地域おこし協力隊制度のほかに、同様に国からの財源措置のある集落支援員制度というのがございます。これは、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人

材に対して、町が委嘱して活動いただくものであり、近隣では京丹後市で活用実践されているよう
でございます。

この間、少し考えたんです。有害鳥獣の駆除に当たって、なかなかうちもいろんな方が手薄にな
っておりますので、猟友会の皆さんも少なくなっておりますので、そういうほうにたけた協力隊の
要請ができないかなと思っております。逆に、この集落支援員制度、地元根差して、そしてそ
の方面にたけた方が応募されるのであれば、その方を使ってもいいのかなと、いろいろ試行錯誤を
しておるわけでありまして。

当町では、今まで企画観光課所管の観光情報発信に係る事業のみ協力隊を活用してきましたが、
議員のご質問にありますとおり、農林水産業、福祉、教育など対応可能な事案について、地域おこ
し協力隊、先ほど申し上げました集落支援員の活用について、前向きに検討したく存じます。以上
でございます。

○議長（上辻 亨君） 8番、濱野茂樹議員。

○8番（濱野茂樹君） ことし最後の定例会で、町長、前向きなご答弁ありがとうございました。

町民憲章については、本当に町長4期目スタートされるのがタイミングよく、第6次総合計画
のスタートも重なってくるわけでありまして。他の市町の議会のほうでは、定例議会の冒頭で町民憲
章を唱和される議会もございます。また、広報紙においても、毎号、町民憲章を掲載している市町
もございます。町民憲章はやっぱり忘れるものではなく、美しい村とセットでこれについては広く
皆さんに知っていただけるように、我々議会も協力しながら進めていっていただきたいというふう
に思います。

2点目の地域担当職員で、私、懸念しておりますが、町民の皆さん本当に頑張ってください、
町道の維持管理等をはじめ、本当に頑張って毎週末、土曜日、日曜日については、夏、頑張ってい
ただいて、維持管理に努めていただいております。そうした課題というものが、単価を上げていた
だいておりますが、やはり今後ますますそういったことを維持できなくなるのではないかというこ
とを危惧しております。そういった意味で、例えば今住んでいる職員、町の職員が50名少しでし
たでしょうか、その中を4分割でもしていただいて、この方には大体この地域の実情、そういった
行事についてお知らせいただいて、参加いただけるとか、そういう行事がありますよとか、そうい
う案内ができるような仕組みがもしできればなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） そうですね。1つ目の町民憲章につきましては、なかなかそういうのが好
きな方と嫌いな方がおられるんです。何か冒頭、皆さん立ち上がって朗読したりすると、何か右翼
チックだといつてもう大変嫌われる方もおられたりして、それぞれでございますので、また考えさ
せていただきたいなと思っておりますし、本当に言われるように、私、4期目に入りまして、ちょうど本
当に新たな6次の総合計画の年でございますので、そのときにもやっぱりそういったものの見直し
になるかどうかはわかりません。やはり皆さんでお話いただくのが大事なことかなと思っておるま
す。

また、役場の職員を分割してどこかへ回すというのは、ちょっと有給休暇の関係も、それから後
のいろんな時間的なものもございまして、そんなこと言うたら労働組合怒ってくるん違うかなと思
ったりして、そこまでなかなかいけないなと思っております。でも、言われるように、小集落では
今まで維持できてきたものがだんだんに、やっぱり高齢化ですかね、維持できなくなっている。
そういうものは、やはり行政のほうでしっかりとカバーをしていかなければならないなと。まめに
本当に皆さんに寄り添っていかなければならないなと思っております。それは職員を使ってという
ことにはなるかならないかわかりませんが、そのことについても十分配慮はさせていただき
たいと思います。ありがとうございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、濱野議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第66号

○議長（上辻 亨君） 日程第3、議案第66号 副町長の選任についてを議題とします。

上山課長の退場を求めます。

(企画観光課長 上山富夫君退場)

○議長(上辻 亨君) 本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第66号 副町長の選任についてでございます。

小西俊朗氏が平成30年12月15日で任期満了となり、新たに上山富夫氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

人事案件であり、担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(上辻 亨君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第66号 副町長の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

休憩をいたします。

休憩 15時39分

再開 15時39分

○議長(上辻 亨君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副町長に同意されました上山課長の挨拶を求めます。上山課長。

○企画観光課長(上山富夫君) 皆様のご同意をいただきましたことをありがとうございます。

小西副町長の後任として、副町長に就任させていただくこととなります。これから今まで以上に吉本町長の補佐として奮闘すること、また伊根町が目指します「ひとが生き活き」、また人が住んでよかったと思っていただけるようなまちづくりに向けて、議員の皆様とともに職員の先頭となって奮闘したいと考えておりますので、今まで以上のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 日程第4 発議第4号

○議長(上辻 亨君) 日程第4、発議第4号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

お諮りいたします。本案につきましては調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから発議第4号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査(調査)申出書

○議長(上辻 亨君) 日程第5、閉会中の継続審査(調査)申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査(調査)申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長(上辻 亨君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

上程された案件を終了し、無事、閉会の運びとなりました。議員改選後の初議会でありましたが、議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なる協力を賜り、心からお礼申し上げます。本年も多くは災害が発生しましたが、一日も早い復旧、復興を願っております。

また、町長部局の皆様と力を合わせ、伊根町の活性化に向けて取り組んでいかなければと思っております。

さて、吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあとわずかとなり、年末年始何かとご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただきまして、町政の積極的推進にご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ここで、12月15日をもって退任されます小西副町長より退任のご挨拶の申し出がありますので、お受けいたしたいと思っております。

○副町長(小西俊朗君) 退任に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

私、明日12月15日付をもちまして、任期満了で副町長の職を退任いたします。

平成18年12月16日に吉本町長様から任命を受けまして以来、吉本町長さんの女房役として十分にその職務が達成しなかったと、このように今、反省もしているわけでございますが、きょうまで3期12年間にわたりまして、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

そしてまた、職員時代3年と8カ月余り、通算しまして46年と8カ月余り、人生の約半世紀をこうして伊根町のまちづくり、そして行政推進などにかかわることができましたのも、この間大過なくきょうの日を迎えることができたのも、吉本町長様をはじめ6代にわたる首長様、そして退任、退職をされていった多くの多くの先輩の皆さん、後輩の皆さん、そして議員の皆様や現在ここにおります幹部職員、そして一般職員一同のご理解、ご協力をいただき、きょうの日を迎えることができたと思っております。心より御礼申し上げますとともに、深く感謝いたします。

46年余りの役場生活の中で、それぞれの部署でいろんな思いもございました。苦しかったこと、辛かったこと、そしてまたその一つ一つをここで申し上げることはできませんが、申し上げると切りがありませんので申し上げますが、本当に今ではその思い出がきのうのようにして、脳裏の中をかすめてきます。今後は皆様からいただきましたご厚情を糧にして、家業であった漁業、これにチャレンジしてみたい。そして、農業にいそむ傍ら、ボランティアにも一町民として参加をしていきたいなど、このように考えております。

最後になりましたが、伊根町並びに伊根町議会のますますのご発展と皆様方のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長(上辻 亨君) 皆さん、大変お疲れさまでした。

この後、午後6時から町長部局との懇親会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 最後になりましたけれども、私のほうから1点だけご報告を申し上げたいと思っております。

小西副町長、退任されます。そして、上山課長がその職責につかれます。そうなりますと、企画観光課長の席があきます。企画観光課長には千賀和孝課長補佐を充てますので、皆さんよろしくお願いを申し上げます。

副町長にかわりましてのこの人事、変わらぬご厚情のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上で
ございます。

○議長（上辻 亨君） 皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 17時07分